

岐阜社協第955号
令和5年3月16日

大学・短期大学(部) 学長・学部長 様

岐阜県社会福祉協議会事務局長
(公 印 略)

令和5年度 岐阜県内 小学校及び中学校の教諭の
普通免許状授与に係る「介護等体験」について

本会事業の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、3月にマスク着用が個人の判断となり、5月から感染症法上の分類が5類に位置付けられますが、感染力は依然として強く、高齢者や基礎疾患のある方は、感染による重症化リスクがあり、高齢者・障がい者等の福祉施設利用者や職員の方には、これまで以上に感染対策が求められています。

このような中、令和5年度の介護等体験の実施については、先般、文部科学省より、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和5年2月28日付け 4文科教第1638号）」が発出され、令和2年度から令和4年度までに引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の受け入れが困難な状況もあり得ること等から、特例を延長する旨の通知がありました。

本会としましては、新型コロナウイルス感染のリスクが未だ払拭されていない中での実施は、重症化しやすい高齢者・障がい者等社会福祉施設の負担が大きいと考え、令和5年度の介護等体験の受入調整を差し控えるべきと判断しました。

つきましては、上記趣旨をご賢察のうえ、令和5年度の介護等体験代替措置の貴学での実施について、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
岐阜県社会福祉協議会 施設人材部（担当：広瀬）
Tel 058-201-1561 Fax 058-275-4888
Email hirose@winc.or.jp